

2014 司法書士オープン【総合編②】記述式(商業登記)

採点講評

全体的にたいへん出来が悪かったです。本問は、記載量が少ないからといって必ずしも難易度が低いわけではないことの好例といえるでしょう。

第1欄（平成26年4月4日申請に係る申請書の記載）

1 役員及び機関の設置状況に関する登記

(1) 取締役について

取締役紺野葵の就任による変更の登記の遺漏が目立ちました。同人の選任決議の成否については、(申請会社の定款で定める)頭数半数以上の賛成がないことから、消極と判断された方が多いものと思われます。当該定款の定めにかかわらず、選任決議が成立していると判断するためには、定款で定めることにより株主総会の決議要件を変容する(頭数要件を追加し、又は定足数を排除・軽減し、若しくは定足数・可決要件を加重する)ことの可否を正確に押さえている必要がありました。例えば、普通決議(会社法309条1項)の定足数は完全に排除することができるのに対し、役員(会計監査人は含まれない。また、監査役の解任は特別決議なので別の話)の選解任決議(会社法341条)の定足数を3分の1未満とすることができないことは比較的良好に知られています。本問では、普通決議の追加的な要件として、定款で頭数要件を設定することは可能であるのに対し、役員(会計監査人は含まれない。また、監査役の解任は特別決議なので別の話)の選解任決議についてはこれが認められていないという、多分あまり知られていない点が問題になっていました。この機会に覚えておきましょう。なお、役員(会計監査人は含まれない。また、監査役の解任は特別決議なので別の話)の選解任決議の可決要件(過半数)を加重することの方は可能です(会社法341条2個目の括弧書)。

(2) 代表取締役について

代表取締役甲野一郎の重任の登記を忘れてしまっている答案が多数ありました。まず、取締役会設置会社の定めの設定は、代表取締役を選定する方法の変更を意味します。注意したいのは、選定方法の変更は、それだけでは従前の代表取締役の地位の喪失を生じるわけではないということです。本問では、代表取締役甲野一郎は、変更後の選定方法である取締役会の決議によって改めて選定されていました。このような場合、選定方法変更の前後を通じて、再選に係る代表取締役の地位には変動が生じないと解されています。つまり、退任し、同日就任したものとみることはないのです。重任の登記は必要ありません。

(3) 監査役について

平成26年4月1日付けで、「資格喪失」等の原因を記載して監査役丙野三郎の退任の登記を申請している答案がかなりありました。この日付は、申請会社が千代田商事

株式会社を子会社とした日であり、丙野三郎は千代田商事株式会社の取締役ですから、同日監査役の兼任禁止規定に抵触することとなります。しかし、このように後発的に兼任禁止規定に触れても、それによりどちらか一方の地位を自動的に失うということはないので、4月1日付けの退任登記をする理由がありません。また、同人は4月2日に申請会社の監査役の地位を辞任しています。この辞任は有効ですが、本問の申請日までの時系列上、後任者の就任などの事実がないため、権利義務監査役としてその退任の登記を申請することはできないと判断します。

(4) 会計参与について

①会計参与丁野四郎の就任の登記及び②会計参与設置会社の定め設定の登記の双方とも解答してしまっている答案が多かったです。②に係る定款変更には問題がなかったのですが、①については、丁野四郎が上記(3)で触れた子会社の取締役であることから、会計参与の欠格事由に該当し、欠格事由に該当する者の選任として無効でした。仮に消極事項の理由の解答が求められた場合、①の就任の登記についてはこのこと（実体上の問題）を理由とします。他方、②の設定の登記については、会計参与の就任の登記と併せてしなければならないのに、それができないということ（登記手続上の問題）を理由として記載することになります。

2 支配人の代理権消滅の登記

保佐開始の審判の確定した日をもって「代理権消滅」や「資格喪失」とする答案が目立ちました。被保佐人であることは取締役の欠格事由ですが、委任の終了事由や代理権の消滅事由ではないので、翌日された解任決議に基づく「解任」を原因とする支配人の代理権消滅の登記を申請すべきです。登記すべき事項の書き方の問題点として気になったのは、上記どちらの日付・事由を採っているかにかかわらず「平成26年5月〇日支配人黒田苦勞代理権消滅」といった振り合いで書くもの、また、日付の記載を欠くものが散見されたことです。支配人に関する登記で日付の記載を要しないものは、選任の登記だけです。選任後に支配人の登記事項に変更が生じた場合（具体的には、氏名変更や住所移転又は営業所の移転等があった場合）又は支配人の代理権が消滅した場合には、普通に原因年月日の記載が必要になります。また、会社支配人の代理権消滅の原因については、登記すべき事項において「代理権消滅」で足りる場合はなく、またその文字を使用して書くこともありません。「死亡」「辞任」「解任」「支配人を置いた営業所廃止」「後見開始の審判」など具体的に記載してください。

3 支店移転の登記／資本金の額の減少の登記

これらの登記は比較的良好に書けていました。ただし、変更後の資本金の額が、500万円マイナス50万円の450万円ではなく、150万円になっている答案が一定数ありました。登記事項証明書を読み取りは、注意深く行うようにしましょう。

4 登録免許税

支配人の代理権消滅分の遺漏が目立ちました。支店・支配人に関する登録免許税の額

は間違いやすいので、課税区分・課税標準を正確に押さえておきましょう。まとめを本稿の末尾に掲げておくので参考にしてください。

5 添付書類

欠損の額の存在を証する書面を添付する答案が目立ちました。定時株主総会において決議し、減少する資本金の額が欠損の額の範囲内であることは、決議要件を普通決議で足りるものとする要件です。原則どおり特別決議の要件を充たす場合、この書面の添付は不要になります。定款の添付も目立ちました。本問の場合、頭数要件の定めは追加的なものであり、法定の決議要件を軽減しているわけではないので、当該定めの下で決議が成立している場合、同時に法定の決議要件も充たされていることとなります。従って、定款の添付によりその定めを証する必要もないと解します。

また、「債権者保護手続を証する書面」や「債権者保護手続関係書面」といった書き方をする答案が散見されました。後者の記載をする実務書もありますが、試験問題の解答のしかたとしては、おすすめできないやり方です。①「公告（及び催告）をしたことを証する書面」と②「異議を述べた債権者に対し、～をしたこと又は資本の減少をしてもその者を害するおそれがないことを証する書面」又は「異議を述べた債権者はない」の2段階に分けて書くようにしましょう。

第2欄（代表権喪失による退任登記の添付書面）

上記（第1欄(2)）で述べたように代表取締役甲野一郎の重任（就任）の登記申請は不要です。にもかかわらず、同人の選定に係る取締役会議事録及び同人の就任承諾書の添付を要するとしたら、それは何のためかが問題になっていました。従前の代表取締役のうち変更後の選定方法で再選されなかった者は、再選に係る（又は新たな）代表取締役の就任と引き換えに代表権を失い、退任します。よって、これらの書面は、代表取締役乙野次郎の代表権喪失による退任を証する書面として求められるものです。ある代表取締役の退任を証する書面として、他の取締役の選定・就任承諾に関する書面を添付することは、「奇異な感もある」（松井信憲『商業登記ハンドブック』）ことと思いますが、この機会に理解しておいてください。今回は、代表取締役甲野一郎平成26年6月25日重任（就任）の登記に係る添付書面として要するという解答が多数を占めました。

第3欄（会計参与の欠格事由）

上記（第1欄(4)）で述べたように、本問の本来の時系列（子会社化後、子会社の取締役を会計参与選任）からみて、会計参与に関する登記は全て消極事項です。これが逆（会計参与選任・就任承諾後、同人が取締役である会社を子会社化）だったらどうなるか、という設問でした。会計参与就任の登記及び会計参与設置会社の登記をすることができる点までは正解された答案が散見されましたが、その後に欠格事由に該当し、退任登記をする点については、ほとんど気が付いた方がいませんでした。なお、問いの指示から、登記すべ

き事項として適切な振り合いで解答すべきなのに、これに沿った記載になっていないものが目立ちました。答え方に関する問題の指示にもう少し注意を払うようにしてください。

第4欄（商業登記規則 61 条 4 項の印鑑証明書の添付の要否）

代表取締役白田雪夫の就任による変更の登記を一式書かせる設問でした。取締役会議事録、就任承諾書（及びその商業登記規則 61 条 2 項 3 項の印鑑証明書 1 通）、委任状は容易に解答できるものと思われます。そこで、この問いのポイントは、標記のとおり、出席取締役及び監査役が取締役会議事録に押した印鑑証明書添付の要否、言い換えると、商業登記規則 61 条 4 項柱書ただし書に該当するか否かでした。この申請の時点では同ただし書に該当せず、出席者個人の実印に係る印鑑証明書の添付を省略できない点をほとんどの方がスルーしてしまったようで、印鑑証明書の通数が 1 通である答案ばかりでした。

第5欄（支店所在地における登記申請の要否）

申請会社は、管轄登記所を異にする 2 つの支店を設置しています。この場合、商号変更や本店移転があれば、必ず 2 か所の登記所において、登記申請が必要になります。これに対し、支店移転があった場合、必ずしも全ての支店の登記所において申請を要するとは限りません。支店に関しては、当該支店所在地を管轄する登記所の管轄区域内にあるものだけが登記事項だからです。今回の出題のポイントは、甲登記所の管轄区域内で支店移転があった場合、乙登記所でその登記をする必要があるかであり、「ない」が正解でした。間違った方は、支店の管轄登記所が複数ある事案になっていることに注意を払うようにしてください。事案を少し変更して見てみましょう。まず、甲登記所の管轄区域外、丙登記所の管轄区域内への支店移転であれば、やっぱり乙登記所では申請すべき登記はありません。甲登記所の管轄区域外、乙登記所の管轄区域内への支店移転であれば、乙登記所でも申請すべき登記があるということになります。

補足 支店・支配人に関する登記の登録免許税まとめ

登記の事由	登録免税法別表
① 支店設置	ル 支店 1 か所につき 6 万円
② 支店移転	ヲ 支店 1 か所につき 3 万円
③ 支店廃止	ツ 申請 1 件につき 3 万円
④ 支配人の選任※	ヨ 申請 1 件につき 3 万円
⑤ 支配人を置いた営業所移転*	ツ 申請 1 件につき 3 万円
⑥ 支配人を置いた営業所廃止※	ヨ 申請 1 件につき 3 万円

※ ⑥は支配人の代理権消滅の登記として、④の支配人の選任の登記とは別区分になる。

* 支配人の氏や住所の変更も⑤と同じ区分になる。

支店の数を課税標準とする①及び②以外は、課税標準が申請件数であることに注意が必要です。③ 1 回の申請で何か所支店の廃止の登記をしても 3 万円で足り、④ 1 回の申請で何人支配人選任の登記をしても 3 万円で足りません。